

重 要 事 項 説 明 書

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	特定非営利活動法人 ワークス・コレクティブ サポート横須賀
代 表 者 氏 名	理 事 松浦 理香
所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	横須賀市大津町1-18-11 電話番号 046-830-5381 FAX 046-830-5382

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	NPO法人 サポート横須賀
介護保険 指定事業所番号	1471900272
事 業 所 所 在 地	横須賀市大津町1-18-11
管理者及び連絡先	筒井 久美 電話番号 046-830-5381 FAX 046-830-5382
サービス提供地域	横須賀市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	特定非営利活動法人 ワークス・コレクティブ サポート横須賀が行う、訪問介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及びサービス提供責任者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする
運 営 の 方 針	〈基本理念〉 <u>利用者の意思を尊重します</u> 1) 要介護状態となった利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、自立できるように、適切なケアマネジメントのもと居宅介護支援を提供します 2) 利用者の意思および人格を尊重し、その心身の状況・生活している環境に応じて利用者の選択に基づき、ヘルパーを派遣しサービスを提供します 3) 事業の実施にあたっては、市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 ※土・日・祝日・12/29～1/3はお休みさせていただきます
営 業 時 間	9時～18時（営業日以外及び営業時間外は電話で対応）

(4) 事業所の職員体制

管 理 者	筒井 久美
-------	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います	1 名
サービス提供責任者	1 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います 2 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い、同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します 3 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います 4 訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います 5 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します 6 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります 7 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します 8 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します 9 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します 10 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します 11 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します	1 名以上
訪問介護員	1 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します 2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います 4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます	18 名以上
事務職員	事業の実施に当たって必要な事務を行います	2 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
訪問介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します
身 体 介 護	食事介助	食事の介助を行います
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います
	特 段 の 専 門 的 配 慮 をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等）の調理を行います
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います
	自立生活支援のための見守りの援助	・ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）を行います ・ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む）を行います ・ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）を行います ・ 排泄等の際の移動時、転倒しない様に側について援助します（介護は必要時だけで事故がないように常に見守る） ・ 車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します ・ 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います
生 活 援 助	買 物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います
	調 理	利用者の食事の用意を行います
	掃 除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います
	洗 濯	利用者の衣類等の洗濯を行います

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為
（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

- ① サービス料金については別紙料金表を参照
- ② 加算については別紙料金表を参照

	加 算	単位数	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	緊急時訪問介護加算	100 単位	1 回の要請に対して 1 回
	初 回 加 算	200 単位	初回のみ
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に 18.2%を乗じた額	1 ヶ月当たり

・緊急時訪問介護加算

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します

・初回加算

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します

・介護職員処遇改善加算

介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）

上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてその後市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除

- ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じ助言を行います
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合は、事業所の実施地域を超える地点から片道1kmごと30円をいただきます	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合は、速やかに次の連絡先までご連絡ください。当日のキャンセルは一律1,500円のキャンセル料をいただきます。前日17:00以降にご連絡をいただいた場合も当日のキャンセル扱いとなります 連絡先 046-830-5381 (留守番電話にて24時間対応) ※但し、利用者の病状の急変や急な入院等の場合にはいたしません	
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります	
④ 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費	実費相当をいただきます	

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします イ 上記に係る請求書は、利用の翌月に利用者あてにお届け（郵送）します
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 利用者指定口座からの自動振替によりお支払下さい イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします（療費控除の還付請求の際に必要なことがあります）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由なく3ヶ月分以上滞納した場合には1ヶ月以上の期間を定めたうえ、期間満了までに利用料を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます

6 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問介護員等の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください	相談担当者 氏名	筒井 久美
	連絡先 電話番号	046-830-5381
	同 FAX番号	046-830-5382

※ 担当する訪問介護員等の変更に関しては利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などによりご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください

7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます

※被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください

- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします

- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する責任者	理事 松浦 理香
-------------	----------

- (2) 苦情解決体制を整備しています
- (3) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します
- (5) 家族等からサービスの提供を行う際に身体的拘束等に該当する行為を依頼された場合においては、安易にその行為を行いません

9 秘密の保持と個人情報の取り扱いについて

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必

10 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、緊急連絡カードに基づき、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます
また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います

12 非常災害対策について

利用者に対する指定訪問介護サービス提供中、非常災害が発生した場合は、訪問介護員が速やかに事務所へ連絡し、事務所から災害マニュアルの指揮系統に従い対応します

13 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します

14 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします

15 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します

16 サービス提供の記録等

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録等はサービスを提供した日から5年間保存します
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を実費負担により請求することができます

17 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます

18 サービス提供に関する相談、苦情について

提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します

【相談・苦情申立の窓口】

NPO法人 サポート横須賀 (相談窓口) 管理者 筒井 久美	電話番号 046-830-5381
横須賀市民生局福祉こども部指導監査課	電話番号 046-822-8253 (直通)
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課	電話番号 045-329-3447
横須賀市以外の方	当該市町村介護保険担当窓口へ

サービス契約にあたり、重要事項を説明し同意されましたので交付しました。

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------	----------

事業者	所在地	横須賀市大津町1-18-1
	法人名	特定非営利活動法人 ワークス・コレクティブ サポート横須賀
	代表者名	松浦 理香 印
	事業所名	NPO法人 サポート横須賀
	説明者氏名	印

サービス契約の締結にあたり、事業者から上記内容の説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者	住所	横須賀市
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印